

**伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 件名

伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業

(2) 履行期間

協定書締結日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

伊勢原市高部屋愛育保育園（伊勢原市西富岡1096番地）

(4) 事業内容

「伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」のとおり。

2 公募日程

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 参加受付 | 令和8年6月22日（月）から7月6日（月）まで |
| (2) 質問受付 | 令和8年6月22日（月）から6月26日（金）まで |
| (3) 質問に対する回答予定日 | 令和8年7月2日（木） |
| (4) 参加資格確認結果通知予定日 | 令和8年7月8日（水） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月14日（火）まで |
| (6) 一次審査結果通知予定日 | 令和8年7月17日（金） |
| (7) 二次審査 | 令和8年7月28日（火） |
| (8) 選定結果の通知予定日 | 令和8年7月30日（木） |
| (9) 協定書締結日 | 選定後、協議の上速やかに |

3 担当部署及び問い合わせ先

伊勢原市こどもみらい部保育・幼稚園課

〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地（こどもみらいプラザ1階3番窓口）

電話：0463-94-4641（直通）

メールアドレス：kodomo@isehara-city.jp

4 参加資格

- (1) 法人格を有し、地方公共団体から本事業と同様の業務を受託した実績がある者であること。なお、複数の法人による共同参加は不可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ること。

- (3) 伊勢原市暴力団排除条例（平成 23 年伊勢原市条例第 12 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。法人として児童福祉法等の法令違反の経歴がないこと（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く）。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く）。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く）。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く）。
- (10) 直近 3 年間の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 参加申込

(2) 参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法

持参、郵送（期限必着）、電子メール（到着確認のため提出先に電話をすること）のいずれかとする。

ウ 電子メールの件名

「プロポーザル参加申込【事業者名】」とすること。

エ 電話連絡

電子メールを送信した際は、その旨を事務局に電話連絡すること。

オ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 法人概要書(様式2)

(ウ) 業務実績調書(様式5)

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書の提出をすること。

ア 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

事務局 電子メールアドレス

ウ 電子メールの件名

「【事業者名】 質問書」とすること。

エ 電話連絡

電子メールを送信した際は、その旨を事務局に電話連絡すること。

オ 提出書類

質問書(様式3)

カ 回答予定日

令和8年7月2日(木)

キ 回答方法

ホームページにて回答する。なお、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

ク 留意事項

(ア) 事業者名以外の質問項目、内容等はすべて公表する。

(イ) 質問への回答は、本要領及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(ウ) 質問内容によっては「回答不可」とする場合もある。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者について、参加資格を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行う。

ア 通知予定日

令和8年7月8日（水）

イ 通知方法

電子メールにより通知

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から選定結果の通知日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 「4 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者でなくなったとき。
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加資格を満たしていると確認された者は、次により企画提案書等を提出すること。

ア 提出物

企画提案書表紙（様式4）等

イ 提出期限

令和8年7月14日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

事務局まで直接持参（来庁予定を事前に事務局まで電話すること）

(2) 企画提案書作成にあたっての留意点

ア A4判用紙とし、両面印刷とする。

イ 横書き

ウ 文字サイズは、11ポイント以上。ただし、図表等の表現上、不具合がある場合を除く。

エ 企画提案書は、別紙「伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」の項目の順番で章立てして作成すること。

オ 正本：社名入り1部、副本：社名なし3部を提出すること。

カ 紙媒体に加え、電子データ（PDF形式）を保存したCD、DVD等を提出すること。

(3) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 虚偽の記載があることが判明した提案

ウ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

(4) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 企画提案書等は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に印刷することがある。
- エ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書等の提出は、1者につき1提案のみとする。
- カ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

8 審査及び選定

(1) 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、「紙おむつ等定額利用サービス受注候補者選定委員会設置要領」に基づく選定委員会にて行う。

(2) 評価基準

別紙「伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」のとおりとする。

(3) 書類審査の実施（一次審査）

参加者が4者以上の場合には、プレゼンテーションの前に一次審査として書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を選定する。

- ア 評価委員会の評価者が企画提案書の内容を審査し、「伊勢原市高部屋愛育保育園紙おむつ等定額利用サービス事業企画提案評価基準」に基づき評価する。
- イ 評価の結果に基づき上位3者を選定する。なお、同点の場合には大項目「利用者の負担軽減の観点」が高い提案者とする。
- ウ 評価結果については、速やかに企画提案書提出の事業者に連絡する。

(4) プレゼンテーションの実施（二次審査）

- ア 実施予定日は令和8年7月28日（火）とする。詳細については別途通知する。
- イ プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的とし、提出された企画提案書等に沿って実施すること。
- ウ 評価基準に従い評価を行う。
- エ 出席者は2人以内とし、時間は35分程度（説明20分、質疑15分程度）とする。

(5) 最優秀提案者の選定

- ア 評価項目の合計点数が満点の半数に満たない場合は失格とする。
- イ 各提案者提出の企画提案書及びプレゼンテーションの審査により、評価点が上位1

位の提案者1者を候補事業者として決定し、2番目に合計点数が高い提案者を次点者とする。

ウ 上位1位の提案者が2者以上いるときは、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、委員による選考投票で決定する。

エ 最優秀提案者と協定書締結に至らなかった場合は、次点者と手続を行うものとする。

(6) 結果通知等

審査結果は、プレゼンテーション参加者に通知する。ただし、異議申し立ては受け付けない。

(7) 選定の取消

最優秀提案者として選定された者は、選定の日から協定書締結の日までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における最優秀提案者としての選定は取消しするものとし、協定書締結は行わないものとする。

ア 「4 参加資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(8) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明したとき。

ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等があったと認められる場合。

(9) その他

ア 手続において使用する言語 日本語

イ 使用する通貨 日本円

ウ 協定書の作成を要する。

エ 企画提案書の内容については、履行の義務が生じるものとする。

オ 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

カ 業務内容の詳細については、最優秀提案者と伊勢原市との協議のうえで決定する。

キ 参加申込書及び企画提案書の提出にかかわらず、参加を辞退することができる。参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、プレゼンテーション実施後は原則として辞退することができないものとする。また、最優秀提案者又は次点者として選定され

た権利を他者に譲渡することはできないものとする。

ク 本プロポーザルの参加等に要する費用は、自己負担とする。

ケ 提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、伊勢原市情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。